国際法研究の2人
安達峰一郎記念賞
都内で贈賞式

国際法に関する優れた研究業績を上げた個人を表彰する安達峰一郎記念賞の贈賞式が16日、東京・一ツ橋の如水会館で行われた。今年は、「間接収用の法理―国際投資法上の補償基盤」を出版した新谷里美防衛大学校人文社会科学群講師と、英文で「人権条約におけるアクター（行為者）と規範の多元化」（和訳名）を出版した、高田陽奈子大阪大学院国際公共政策研究科准教授が受賞した。



防衛大学校人文社会科学群の新谷里美講師（右）と大阪大大学院国際公共政策研究科の高田陽奈子准教授 ＝東京・一ツ橋

贈賞式には、国際法学会などの関係者が出席。安達峰一郎記念財団の鈴木正貢理事長が「一層、国際社会に貢献する人材の養成に取り組む」とあいさつし、表彰状などを手渡した。新谷講師は、権利が移転しなくても実質的に権利が剥奪される間接収用では、特定の投資家だけが公共の利益のため過大に負担する場合に補償が必要になるという著書での主張を説明。高田准教授は、人権条約機関の制度や実践について分析、評価し、必要に応じて改革案を提示した著書を解説した。

2人は「国際紛争の平和的解決に貢献してこられた安達博士の名を冠した賞を受けるのは大きな意味がある」などと謝辞を述べた。

記念賞は、山辺町出身の国際法学者安達峰一郎の偉業を後世に伝え、有為な国際的人材を養成することを目的に、同財団が1968（昭和43）年から贈っており、59回目。

（坂本由美子）